

飲食店の皆様

あなたの
お店は
大丈夫？



健康増進法の改正に伴い、**2020年4月**から飲食店の喫煙ルールが変わります。
あなたのお店が以下のいずれかに該当する場合、適切な対応をとる必要があります。

なお、いずれにも該当しない場合は、

一定の条件を満たすことで、現状の喫煙環境を継続することもできます。^{※1}

※東京都等、各自治体個別の条例もございますのでご確認ください

①

資本金
5000万円^{※2}超

②

客席面積
100m²超

③

2020年
4月1日以降に
新たに開業予定

①～③のいずれかに該当する場合であっても、
裏面の方法により喫煙エリアを設けることが認められています^{※1、※3}

喫煙専用室 の設置OK!

【条件】

1. 出入口の風速を毎秒 0.2m 以上確保
2. たばこの煙が漏れないように壁
・天井等によって区画
3. たばこの煙を屋外に排気
— 等



※喫煙専用室は飲食不可

加熱式たばこ 専用喫煙室 の設置OK!

【条件】

1. 出入口の風速を毎秒 0.2m 以上確保
2. たばこの煙が漏れないように壁
・天井等によって区画
3. たばこの煙を屋外に排気
— 等

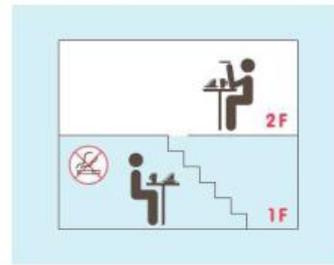


※加熱式たばこ専用喫煙室は飲食可

加熱式たばこ 専用喫煙フロア の設置OK!

【条件】

- お店が複数階ある場合、
たばこの煙が漏れないように
壁・天井等で区画した上で
「加熱式たばこ専用喫煙フロア」
を設ける等



※加熱式たばこ専用喫煙フロアは飲食可

喫煙を 主目的とする バー・スナック 等はOK!

【条件】

- たばこの販売許可を得て
たばこの対面販売を行う
飲食店であること等



※ご飯や麺類等の「通常主食と認められる食事」を主として提供する飲食店は除かれます

※1 店舗の全てまたは一部において、喫煙可能なエリアを設ける場合、喫煙を目的としない場合であっても、喫煙可能なエリアに20歳未満の者(従業員を含む)を立ち入らせてはけません。また法令により指定された標識の掲示が義務付けられています

※2 資本金5,000万円以下であっても、一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などが含まれます

※3 経過措置として、脱煙機能付き喫煙ブースを設置することが認められる場合があります

JTでは、飲食店の皆様などが分煙環境を整備する際、その方法について
アドバイスする『分煙コンサルティング活動』を無償で行っています。

【分煙コンサルタントのお問合せ先】

日本たばこ産業 (株)
北関西支社

☎ 06 - 7637 - 1980

受付時間：平日 9：00～17：00

休業日：土日祝日、創立記念日(6月最初の平日)、
12月30日～1月4日

詳しくは、ウェブでチェック!

JT 分煙

